

収入印紙、証紙、登録免許税領收証書又は許可手数料領收証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領收証書又は許可手数料領收証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領收証書又は許可手数料領收証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあつては、この限りでない。